制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５の２の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令167条の６第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年11月13日

鳥取県立厚生病院長　齊　藤　博　昭

１　調達内容

（１）調達案件の名称及び数量

入院患者等寝具類賃貸借及び洗濯業務等委託　一式

（２）調達案件の内容

ア　入院患者等寝具類の賃貸借　一式

イ　洗濯業務委託　一式

ウ　当直室寝具交換等業務委託　一式

（３）調達案件の仕様等

入札説明書による。

（４）履行期間

令和９年４月１日から令和12年３月31日まで

（５）納入場所

倉吉市東昭和町150　鳥取県立厚生病院

（６）入札方法

ア　入札金額は、次の（ア）、（イ） 及び（ウ）の合計額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額とする。

（ア）（２）のアに係る物品の１組当たりの賃貸借料の日額単価に入札説明書に示す年間予定使用数を乗じて得た額に３を乗じて得た額。

（イ）（２）のイに係る業務のうち白衣・タオル等洗濯業務に係る品目ごとの単価に入札説明書に示す年間洗濯予定枚数と（２）のイに係る業務のうち院内洗濯及び受払業務に要する経費の年間合計額に３を乗じて得た額。

（ウ）（２）のウに係る業務の各単価に入札説明書に示す年間予定回数を乗じて得た額に３を乗じて得た額。

イ　入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書及び洗濯業務委託積算表に記載された単価及び院内洗濯及び洗濯物受払業務に係る額の100分の110を乗じて得た額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

２　入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）　政令第167条の４の規定に該当しない者であること。

（２）　令和６年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）を有するとともに、以下のすべての業種区分に登録されている者であること。

ア　その他の委託等のその他

イ　その他の賃借のその他

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年１月30日付発出第36号）第５条第１項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を、令和８年11月20日（金）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより４（２）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに４（２）の場所に必ず連絡すること。

（３）本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成７年７月17日付出第157号）第３条第

１項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（４）本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

（５）医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第９条の 14 に定める基準に適合しており、財団法人医療関連サービス振興会の認定する寝具類洗濯業務に係る医療関連サービスマークを受けている者であること。

（６）クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第３条第２項及び第３項の規定に適合するクリーニング所を現に営業している者であり、落札後は鳥取県立厚生病院の洗濯設備について令和９年３月 31 日までに同法第５条第１項の規定に基づくクリーニング所の開設を鳥取県知事に届出できること。

（７）令和３年度以降に病床数 200 以上の病院に１（２）アの業務を 12 月以上継続して履行した実績を有する者であること。

（８）鳥取県内に本店、支店，営業所又はその他の事業所を有している者であること。

３　契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局経営課

４　入札手続等

（１）入札に関する問合せ先

〒682－0804　倉吉市東昭和町 150

鳥取県立厚生病院事務局経営課資機材担当

電話　0858－22－8181（内線 2222）

電子メール　kouseibyouin@pref.tottori.lg.jp

（２）競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680－8570　鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857－26－7431

（３）入札説明書等の交付方法

入札説明書その他の資料は、令和８年 11 月 13 日（金）から 12 月 11 日（金）までの間にインターネット上の鳥取県立厚生病院のホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyouin/）から入手すること。

ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

なお、郵送により交付を希望する場合は、270 円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に（１）の場所へ請求すること。

ア　交付期間及び時間

令和８年 11 月 13 日（金）から 12 月 11 日（金）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前９時から午後５時まで。

イ　交付場所又は郵送申込先

（１）に同じ。

（４）郵便等による入札

不可とする。

（５）入札及び開札の日時及び場所

令和８年 12 月 22 日（火）午後２時

鳥取県立厚生病院　第３会議室（外来・中央診療棟５階）

５　入札者に要求される事項

（１）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければなければならない。

（２）この一般競争入札に参加しようとする者は、入札説明書で示した参加表明書その他必要な書類を、４の（１）の場所に令和８年 12 月 11 日（金）午後５時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（３）入札者は、（２）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

６　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として契約申込金額の 100 分の５以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成７年鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下「財務規程」という。）第 69 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、財務規程第 68 条の３第２項の規定の別定めで例によることとした鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 123 条第３項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア　保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ　競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

（２）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第４項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

７　落札者の決定方法

この公告に示した案件を履行できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であって、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とすることがある。

８　その他

（１）契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

（２）入札の無効

２の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

（３）契約書作成の要否

要

（４）手続における交渉の有無

無

（５）その他

詳細は、入札説明書による。